

技術基準設計認証審査に係る標準手数料 「設計認証」(消費税別)

手数料の額(円)(*8) 端末機器の種類	記号 (*9)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)			
		新規		一部変更(*3)	
		単独	複合 (*4)	単独	複合 (*4)
1 固定電話端末	G	240,000	220,000	120,000	110,000
2 インターネットプロトコル移動電話端末 (*6) (*7)	H	300,000	270,000	160,000	140,000
3 専用通信回線設備等端末(*5) インタフェースの種類 1	P	100,000	90,000	80,000	60,000
インタフェースの種類 2 以上		130,000	110,000	100,000	90,000
4 その他の端末(3G 移動電話端末等)(*6) (*7)	Q	240,000	220,000	120,000	110,000
5 端末設備等規則第9条(端末設備内において電 波を使用する端末機器)のみに係る機器	P	120,000	—	100,000	—
6 セキュリティ基準にかかわる機器	—	20,000	30,000	20,000	30,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、別表第2号に定める書類とします。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。試験内容によっては、一部又は全部の試験を外部の試験機関に委託する場合があります。

(*3) 「一部変更」とは、既に認証を受けた者が当該認証に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証申込みとします。(別表第5号参照)

(*4) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認証を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*5) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*6) インターネットプロトコル移動電話端末とその他の端末(3G 移動電話端末)との双方にまたがる端末は表に掲げる額(複合)から5万円減額します。**27+22=5=44**万円

(*7) (音声なし)移動電話端末は、機器の種類「専用通信回線設備等端末」「記号P」とします。

「WLANを除く無線設備を使用する専用通信回線設備等」にのみ接続される(音声なし)移動電話端末は、「インターネットプロトコル移動電話端末」と同額としその額から5万円減額します。

30-5=25万円



また、インターネットプロトコル移動電話端末とその他の端末(3G 移動電話端末 (音声なし) との双方にまたがる移動電話端末は、併せて(*6)の対応も行う。(27+22-5)-5=39 万円

(*8) 設計認証書の再発行料は、20,000 円/1 枚 (消費税別) とします。

(*9) 記号とは、別表第 19 号に記載の端末機器の種類記号とします。

技術基準適合認定審査に係る標準手数料 「適合認定」

端末機器の種類	手数料の額 (円) (*7)(*9)	記号 (*8)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)	
			単独	複合(*3)
1 固定電話端末		G	30,000	30,000
2 インターネットプロトコル移動電話端末 (*5) (*6)		H	40,000	40,000
3 専用通信回線設備等端末(*4)		P		
①インタフェースの種類 1			30,000	25,000
②インタフェースの種類 2 以上			40,000	40,000
4 その他の端末 (3G 移動電話端末等) (*5) (*6)		Q	30,000	30,000
5 端末設備等規則第 9 条(端末設備内において電波を使用する端末機器)のみに係る機器		P	35,000	—
6 セキュリティ基準にかかわる機器		—	10,000	20,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、別表第 2 号に定める書類とします。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がなく、当社で端末機器の試験を行う場合は、別途試験費用を加算します。

(*3) 「複合」とは、2 以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その 2 以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*4) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等 (平成 2 3 年総務省告示第 8 7 号) 別表第 1 号から別表第 6 号に定める種類とします。

(*5) インターネットプロトコル移動電話端末とその他の端末(3G 移動電話端末)との双方にまたがる端末は 表に掲げる額 (複合) から 1 万円減額します。4+3-1=6 万円

(*6) (音声なし) 移動電話端末は、機器の種類「専用通信回線設備等端末」「記号 P」とします。

「WLAN を除く無線設備を使用する専用通信回線設備等」にのみ接続される (音声なし) 移動電話端末は、「インターネットプロトコル移動電話端末」と同額としその額から 1 万円減額します。

4-1=3 万円

また、インターネットプロトコル移動電話端末とその他の端末(3G 移動電話端末 (音声なし))との双方にまたがる移動電話端末は、併せて(*5)の対応も行う。(4+3-1)-1=5 万円

(*7) 技術基準定証書の再発行料は、5,000 円/1 枚とします。

(*8) 記号とは、別表第 19 号に記載の端末機器の種類の記号とします。

(*9) この手数料の料金は、端末機器の台数が 10 台以内の場合の料金とし、10 台を超える毎に同料金を加算します。

別表第16号 技術的条件・設計認証審査に係る標準手数料(第52条関係)

技術的条件設計認証審査に係る標準手数料 「条件設計認証」(消費税別)

手数料の額(円)(*6) 端末機器の種類	記号 (*7)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)			
		新規		一部変更(*3)	
		単独	複合(*4)	単独	複合(*4)
1 移動通信端末機器	J	266,000	224,000	172,000	130,000
2 専用通信回線設備等端末機器	L	123,000	84,000	90,000	50,000
① インタフェースの種類1(*5)					
② インタフェースの種類2以上		10,000	5,000	9,000	2,000
3 インターネットプロトコル電話用 設備に接続される端末機器	M	228,000	207,000	125,000	110,000
4 インターネットプロトコル移動電 話用設備に接続される端末機器	N	250,000	220,000	160,000	130,000
5 その他の通信端末機器	K	280,000	235,000	178,000	135,000
6 セキュリティ基準にかかわる機器	—	10,000	20,000	10,000	20,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、別表第2号に定める書類とします。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。

(*3) 「一部変更」とは、既に認定を受けた者が当該認定に係る端末機器と重要な部分において異なる構造、機能等を有する端末機器の設計についての認証の申込みとします。(別表第5号参照)

(*4) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*5) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*6) 条件設計認証書の再発行料は、20,000円/1枚(消費税別)とします。

(*7) 記号とは、別表第19号に記載の端末機器の種類の記号とします。

別表第17号 技術的条件・適合認定審査に係る標準手数料(第52条関係)

技術的条件適合認定審査に係る標準手数料 「条件認定」(消費税別)

手数料の額(円)(*5、*7) 端末機器の種類	記号 (*6)	試験結果報告等書類(*1)の提出あり(*2)	
		単独	複合(*3)
1 移動通信端末機器	J	75,000	60,000
2 専用通信回線設備等端末機器(*4)	L	60,000	50,000
① インタフェースの種類1			
② インタフェースの種類2以上		30,000	25,000
3 インターネットプロトコル電話用 設備に接続される端末機器	M	60,000	55,000
4 インターネットプロトコル移動電 話用設備 に接続される端末機器	N	70,000	60,000
5 その他の通信端末機器	K	70,000	60,000
6 セキュリティ基準にかかわる機器	—	10,000	20,000

(*1) 「試験結果報告等書類」とは、別表第2号に定める書類とします。

(*2) 「試験結果報告等書類」の提出がない場合は、当社において試験を実施します。試験費用は別途見積り、加算します。

(*3) 「複合」とは、2以上の端末機器について同時に認定を受けようとする場合であって、その2以上の端末機器が構造上一体となっている申込みとします。

(*4) 「インタフェースの種類」とは、インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電气的条件等(平成23年総務省告示第87号)別表第1号から別表第6号に定める種類とします。

(*5) 条件認定証書の再発行料は、20,000円/1枚(消費税別)とします。

(*6) 記号とは、別表第19号に記載の端末機器の種類の記号とします。

(*7) この手数料の料金は、端末機器の台数が10台以内の場合の料金とし、10台を超える毎に同料金を加算します。